

第5 その他

1 金融商品取引法上の規制に反した者による議決権行使の差止請求

ア：株券等保有割合が3分の1を超えることとなる株券等の買付けに係る公開買付強制規制（金商法27条の2第1項）¹

イ：公開買付者の全部買付義務規制（同法27条の13第4項）²

ウ：公開買付者の強制的全部勧誘義務規制（同法27条の2第5項、同法施行令8条5項3号）³
に違反した場合、違反する事実が重大であるときは、違反をした株主に対し、当該違反により取得した株式について議決権の行使をやめることを、他の株主が請求できる。

アの規制

←対象会社の株主に情報に基づく熟慮の機会を与え、売付けの機会を保障しプレミアムの株主間での平等な分配を可能にするという、対象会社株主の保護。

イウの規制

←公開買付けを利用した二段階買収による「公開買付けの強圧性」から少数株主を保護するという、少数株主保護。

2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

会社法第125条第3項第3号及び第252条第3項第3号を削る⁴。

¹ 公開買付け（Tender Offer Bid）：多数の投資家に対して新聞広告などを通じて有価証券の取得を提案し、取引所市場外で有価証券を取得する行為。

①全ての株主に株式売却の機会を与えること等を通じて株主を平等に取り扱う

②株主が十分な情報に基づいて株式を売却するか否かの投資判断を行うことを確保

² 公開買付けの結果、公開買付者の持株割合が3分の2以上になる場合には、公開買付者は応募があった株式全部を取得しなければならない。

³ 新株予約権付社債や議決権付種類株式を発行している発行会社について、持株割合を3分の2以上とすることを目的とする公開買付けを行う場合には、すべての新株予約権付社債や議決権付種類株式を対象として、公開買付けを行わなければならない。

⁴ 会社法 第125条（株主名簿の備置き及び閲覧等）

2 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 株主名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 株主名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確

株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由から「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。」を削除

←

請求者が株式会社と実質的に競争関係にあるというのみで閲覧等請求の拒絶を認める合理性がない。

濫用的な株主名簿等の閲覧等の請求と認められるものについては、他の拒絶事由で対応。

3 その他（不備の修正）

(1) 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約

募集株式を引き受けようとする者が**総数引受契約**を締結する場合であって、当該募集株式が譲渡制限株式会社であるときも、株式会社は、事前に、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならない。

←

譲渡制限株式の譲渡の承認の規律（当該承認をするか否かの決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとされている（同法 139 条第 1 項））を譲渡制限株式の募集にも及ぼそうとする会社法 204 条 2 項⁵の趣旨は、総数引受契約を締結する場合も妥当する。

募集新株予約権を引き受けようとする者が**総数引受契約**を締結する場合で、当該募集新株予約権

保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

五 請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

5 会社法 第 204 条（募集株式の割当て）

株式会社は、申込者の中から募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集株式の数を定めなければならない。この場合において、株式会社は、当該申込者に割り当てる募集株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 募集株式が譲渡制限株式会社である場合には、前項の規定による決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

会社法 第 205 条（募集株式の申込み及び割当てに関する特則）

前二条の規定は、募集株式を引き受けようとする者がその**総数の引受け**を行う契約を締結する場合には、**適用しない**。

が譲渡制限新株予約権であるとき等についても、同様の規律を設ける。

(2) 監査役の監査の範囲に関する登記

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めを登記事項に追加する。

←

会社法 2 条 9 号の「監査役設置会社」⁶に該当するかどうかによって、同法上の規律が異なり得る
⇒監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合には、その旨を登記上も明確にするのが相当。

(同号の「監査役設置会社」が同法 847 条第 1 項の訴え（責任追及等の訴え）の提起の請求を受ける場合には、監査役が当該株式会社を代表する（同法第 386 条第 2 項第 1 号）が、他方で、同法第 2 条 9 号の「監査役設置会社」に該当しない株式会社が当該請求を受ける場合には、代表取締役が当該株式会社を代表する（同法第 349 条第 4 項）

(3) いわゆる人的分割における準備金の計上

吸収分割株式会社又は新設分割株式会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継会社または新設分割設立会社の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合には、会社法 445 条第 4 項⁷の規定による準備金の計上は要しないものとする。

←

会社法第 445 条第 4 項が剰余金の配当に際して一定の金額の準備金を計上することを義務づけている趣旨は、一定の金額の利益を留保させることによって他日の損失に備えさせることにあり、分配可能額の有無にかかわらず剰余金の配当が行われる人的分割⁸において、剰余金の計上を義務

⁶ 第 2 条（定義）

九 監査役設置会社 監査役を置く株式会社（その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。）又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。

⁷ 会社法 第 445 条（資本金の額及び準備金の額）

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

⁸ 会社分割：1つの会社を2つ以上の会社に分けること

①吸収分割：分割する会社（分割会社）がその「事業に関して有する権利義務の全部または一部」を既存の会社に（承継会社）に承継させる場合（法 2(29)）

②新設分割：分割会社がその「事業に関して有する権利義務の全部または一部」を新しく会社を設立してそこ（新設会社）に承継させる場合

会社分割の対価となる株式等が分割会社に交付される場合が「物的分割」、分割会社の株主に交付される場合が「人的分割」

付ける必要はない。

(4) 発行可能株式総数に関する規律

①新設合併等における設立株式会社（新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社又は株式移転設立完全親会社）の設立の場合⁹、②公開会社¹⁰でない株式会社が定款の変更により公開会社となる場合についても、いわゆる四倍規制を及ぼすこととする。

四倍規制（＝既存株主の持株比率の低下の限界を画する趣旨）：

会社法第 37 条 3 項¹¹は、公開会社の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の 4 分の 1 を下ることができないものとしており、また、同法第 113 条 3 項¹²は、公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができないとする（いわゆる、四倍規制）。

(5) 特別口座の移管

特定口座に記載または記録がなされた振替株式について、当該株式の発行者は、一括して、当該特別口座を開設した振替機関等以外の振替機関等に、当該特別口座の加入者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

←

上場会社間で組織再編をした場合において、同一の銘柄の振替株式について複数の振替機関等に特別口座（社債、株式等の振替に関する法律 131 条 1 項 3 号・3 項）が開設されることとなったときに、これら特別口座を 1 つの振替機関等に集約するための根拠規定が振替法に存在しないという問題点があった。

⁹ 会社法 第 814 条（株式会社の設立の特則）

第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。）の規定は、新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社又は株式移転設立完全親会社（以下この目において「設立株式会社」という。）の設立については、適用しない。

¹⁰ 会社法 第 2 条（定義）

五 公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。

¹¹ 会社法 第 37 条（発行可能株式総数の定め等）

3 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の四分の一を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

¹² 第 113 条（発行可能株式総数）

3 定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。